

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		学校等の建築物の高さに関する特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)
条 項		第 5 5 条第 4 項第 2 号
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	設定できません。 (許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である)
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	6 0 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		